

プラチナ Wi-Fi レンタルサービス

利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

- 1 本規約は、株式会社タスクソリューション（以下「当社」といいます。）が提供する「プラチナ Wi-Fi レンタルサービス」（以下「本サービス」といいます。）の提供条件および利用条件を定めるものです。
- 2 本規約に定めのない事項については、当社が別途定める「プラチナ光サービス利用規約」（以下「基本規約」といいます。）が適用されます。ただし、本規約と基本規約の定めが抵触する場合には、本規約の定めが優先して適用されます。

第2条（定義）

- 1 本規約における用語の意味は、次のとおりとします。
 - （1） 「利用者」とは、事業としてまたは事業のために本サービスを申し込み、当社がその申込みを承諾した法人、団体または個人事業者をいいます。
 - （2） 「レンタル機器」とは、当社が利用者へ貸与する Wi-Fi アダプタおよび付属品一式をいいます。
 - （3） 「返却物」とは、本サービスの終了時に返却すべきレンタル機器および付属品一式をいいます。
 - （4） 「課金開始日」とは、当社が利用者に通知する本サービスの利用料金が発生する日をいいます。

第3条（申込みおよび契約の成立）

- 1 本サービスの利用を希望する者は、本規約および基本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申込みを承諾した時点で本サービスの利用契約が成立します。
- 2 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、その申込みを承諾しないことがあります。当社は、不承諾の理由を開示する義務を負いません。
 - （1） 申込内容に虚偽、誤記または記載漏れがある場合
 - （2） 過去に当社または当社の関係会社に対する料金の支払いを怠ったことがある場合
 - （3） 本サービスの提供が技術上または業務遂行上困難である場合
 - （4） その他、当社が本サービスの利用者として不適当と合理的に判断した場合

第2章 サービス内容

第4条（提供内容）

- 1 本サービスは、利用者がインターネット通信を行うために必要なレンタル機器を貸与するサービスです。
- 2 本サービスには、通信回線契約、設定作業、訪問対応その他の付随サービスは含まれません。
- 3 各プランにおいて貸与されるレンタル機器の種類、仕様その他の提供条件は、申込書、当社ウェブサイトまたは当社が別途提示する書面に定めるものとします。
- 4 本サービスは、利用者の通信回線、端末、電波状況その他の利用環境により通信速度または通信品質が変動する場合があります、当社は、通信速度、通信品質または特定の利用環境における動作を保証しません。

第5条（レンタル機器の引渡し）

- 1 当社は、当社所定の方法により、利用者が届け出た住所にレンタル機器を発送し、または利用者に引き渡します。
- 2 レンタル機器の配送予定日は、在庫状況、配送事情その他の事由により変更される場合があります。

第3章 料金および請求

第6条（利用料金）

- 1 本サービスの利用料金は、次のとおりとします。
 - （1）スタンダードプラン 月額 2,000 円（税別）／2,200 円（税込）
 - （2）ライトプラン 月額 980 円（税別）／1,078 円（税込）
- 2 利用料金は、課金開始日の属する月から、利用契約終了日の属する月まで発生し、利用開始月および終了月について日割計算は行いません。
- 3 本サービスの利用料金は、プラチナ光サービスの利用料金と併せて請求する場合があります。
- 4 法令の改正等により消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率により算定した金額を適用します。

第7条（支払方法および遅延損害金）

- 1 利用者は、当社が指定する期日および方法により利用料金その他本規約に基づく債務を支払うものとします。支払いに必要な手数料は、利用者の負担とします。
- 2 利用者が支払期日までに金銭債務を履行しない場合、利用者は、支払期日の翌日から完済日まで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第4章 機器の管理、故障および返却

第8条（機器管理）

- 1 レンタル機器の所有権は、当社または当社が指定する第三者に帰属します。
- 2 利用者は、善良な管理者の注意をもってレンタル機器を使用し、保管するものとします。
- 3 利用者は、レンタル機器の転貸、譲渡、担保設定、売買、分解、改造その他当社の所有権を侵害し、またはそのおそれのある行為をしてはなりません。
- 4 利用者は、レンタル機器に保存された設定情報その他のデータを自らの責任で管理し、返却前に必要なデータの消去その他の措置を行うものとします。

第9条（故障、紛失等）

- 1 利用者は、レンタル機器に故障、不具合、毀損、紛失、盗難その他の異常が生じた場合、直ちに当社へ連絡するものとします。
- 2 利用者の責めに帰すべき事由によらずレンタル機器が故障した場合、当社は、当社の判断により、当該機器を無償で修理し、または同等の機器と交換します。ただし、利用者の通信回線、端末、設定その他レンタル機器以外の原因による場合は、この限りではありません。
- 3 利用者の故意または過失、水濡れ、落下、破損、紛失、盗難、不適切な使用その他利用者の責めに帰すべき事由（前項ただし書の場合を含みます。）により修理または交換が必要となった場合、その費用は利用者が負担します。
- 4 交換機器は、従前の機器と機種、色、形状その他の仕様が異なる場合があります。

第10条（届出事項の変更）

- 1 利用者は、商号、名称、代表者、所在地、連絡先その他申込時に届け出た事項に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。
- 2 利用者が前項の届出を怠ったことにより通知またはレンタル機器もしくは交換機器が到達しなかった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第11条（利用者による解約および返却）

- 1 利用者は、本サービスを解約する場合、当社所定の方法により解約を申請するものとします。
- 2 本サービスは、返却物の全部が当社の指定する返却先に到着した日をもって解約が成立します。解約申請を行った場合であっても、解約が成立するまで利用料金が発生します。
- 3 利用者は、解約申請日から30日以内に、当社が指定する方法により返却物を返却するものとします。返却に要する送料その他の費用は、利用者の負担とします。

第 1 2 条（未返却、欠品および毀損）

- 1 利用者が返却期限までに返却物の全部を返却しない場合、利用者は、当社に対し、機器損害金として機器 1 台あたり 20,000 円を支払うものとします。消費税等の取扱いは、法令に従うものとします。
- 2 返却物の一部が欠品し、または毀損している場合、利用者は、当社が別途定める金額または修理もしくは再調達に要する合理的な実費を支払うものとします。ただし、通常の使用に伴う損耗を除きます。
- 3 前二項の支払いによって、利用者が負担すべき未払利用料金その他の債務が免除されるものではありません。

第 5 章 禁止事項、提供停止および解除

第 1 3 条（禁止事項）

- 1 利用者は、次の行為を行ってはなりません。
 - （1） 虚偽の申告または不正な手段により本サービスを利用する行為
 - （2） レンタル機器を本来の用途以外に利用し、または第三者に提供する行為
 - （3） 当社または第三者の権利または利益を侵害する行為
 - （4） 本サービスの運営を妨害し、またはそのおそれのある行為
 - （5） 法令または公序良俗に反する行為
 - （6） その他、当社が本サービスの利用目的に照らして不適切と合理的に判断する行為

第 1 4 条（提供停止および解除）

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要することなく、本サービスの全部または一部を停止し、または利用契約を解除することができます。
 - （1） 利用料金その他の債務を支払期日までに支払わず、当社が相当期間を定めて催告をしても、当該期間内に未払全額の支払いがされない場合
 - （2） 本規約または基本規約に違反した場合
 - （3） 申込内容または届出内容に虚偽があることが判明した場合
 - （4） 滞納処分、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他これらに類する手続の申立てがあった場合
 - （5） 当社からの連絡に対し相当期間応答がなく、利用者との連絡が困難となった場合
 - （6） 基本規約に基づくプラチナ光サービスの契約が終了した場合
 - （7） その他、本サービスの提供を継続することが困難な重大な事由が生じた場合
- 2 前項により利用契約が解除された場合、利用者は、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払うとともに、第 11 条および第 12 条に従いレンタル機器を返却するものとします。

第 1 5 条（再加入制限）

解約、提供停止または解除となった利用者からの再申込みについて、当社は、過去の利用状況、支払状況その他の事情を考慮し、承諾しないことがあります。

第 6 章 免責、損害賠償およびその他

第 1 6 条（サービスの変更、中断および終了）

- 1 当社は、保守、障害、天災地変、法令または行政機関の措置、メーカーによる製造もしくはサポートの終了その他やむを得ない事由がある場合、本サービスの全部または一部を変更し、または一時的に中断することがあります。
- 2 当社は、事業上の理由その他合理的な理由により本サービスを終了する場合、利用者に対し、相当な予告期間を設けて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 1 7 条（免責）

- 1 当社は、通信速度、通信品質、提供エリアまたは特定の利用目的への適合性について保証しません。
- 2 当社は、当社の責めに帰すべき事由によらないデータの消失、利用者の通信回線もしくは端末の不具合、第三者によるサービスの停止その他当社が管理できない事由により生じた損害について責任を負いません。
- 3 当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合、当社の責任は、現実が発生した通常かつ直接の損害に限られ、逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害およびデータ消失に係る損害について責任を負いません。

第 1 8 条（損害賠償の上限）

- 1 当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合、その総額は、損害発生時から遡って直近 12 か月間に利用者が当社へ現実に支払った本サービスの利用料金総額を上限とします。
- 2 前項および前条第 3 項の定めは、当社の故意または重大な過失により利用者に損害が生じた場合には適用しません。

第 1 9 条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、自らおよびその役員、実質的支配者その他これらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証します。
- 2 利用者が前項に違反した場合、当社は、何らの催告を要せず、本サービスの提供を停止し、または利用契約を解除することができます。この場合、当社は、利用者に生じた損害について責任を負いません。

第20条（権利義務の譲渡禁止）

- 1 利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはなりません。

第21条（通知）

- 1 当社から利用者に対する通知は、書面、電子メール、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により行います。
- 2 前項の通知は、電子メールを送信した時、当社ウェブサイトに掲載した時または書面を送付した時に効力を生じるものとします。ただし、法令上別段の定めがある場合を除きます。

第22条（規約変更）

- 1 当社は、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的な場合、本規約を変更することができます。
- 2 当社は、前項により本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により、効力発生日までに周知します。

第23条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項またはその一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約のその他の条項および当該条項の残部は、引き続き有効に存続します。

第24条（準拠法および管轄裁判所）

- 1 本規約および本サービスに係る利用契約は、日本法を準拠法とし、本サービスに関する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和8年9月16日より適用します。

【事業者情報】

株式会社タスクソリューション

〒060-0061

北海道札幌市中央区南1条西6丁目15-1 札幌あおばビル 9F